平成２５年（フ）第４０５号
兵庫県尼崎市西立花町３丁目１番13号　ダンディライオン309号
債務者　伊藤浩隆こと　李　　浩
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第５３３号
広島市安佐南区東野１丁目14番22―５号
債務者　硲　　隆夫
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３５号
福岡県久留米市東合川新町３番31号　久留米つつみビル101号、前住所福岡県福岡市西区上山門１丁目８番47号
債務者　八尋　正孝
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第７１号
北海道小樽市高島５丁目９番322号
債務者　角田　宏之
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第１１４号
秋田市広面字糠塚54番地１　第２秀明荘202号
債務者　石沢こと　石澤　忠幸
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８５号
福島市東中央３丁目17番地の１　ピーチハウス201
債務者　安永　美幸（旧姓石丸）
1　決定年月日時　平成25年７月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
福島地方裁判所

平成２５年（フ）第８２号
福島県本宮市本宮字小幡105番地３
債務者　加藤　和人
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第２１６号
山梨県甲斐市竜王3007番地６　メゾン竜王１号
債務者　笠井　千治
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第９８号
長野市大字安茂里1756番地１　東
債務者　前田　尚子
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３８７号
兵庫県西宮市荒戎町４番６号、前住所大阪市港区夕凪１丁目９番26号夕凪ハイツ201号
債務者　豊田　　聡
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第４０３号
兵庫県芦屋市翠ケ丘町４番21―101号
債務者　梅原　慎一
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第７６号
山口県下関市西大坪町12番７号
債務者　篠原　貴子（旧姓嶋田）
1　決定年月日時　平成25年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第１４１号
福岡県久留米市東櫛原町315番地６　レジデンス櫛原13号
債務者　久冨　梅子
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第１７４号
宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋992番地　斉藤アパート３号室
債務者　伊福　初子
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１０８号
富山市上赤江町１丁目16番30―202号　プリントハイツ、前住所富山県射水市かもめ台53番地
債務者　クハレンコ　アンナ（ＫＵＫＨＡＲＥＮＫＯ　ＡＮＮＡ）
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３６７号
福岡県遠賀郡水巻町猪熊４丁目８番６号　レオパレスＦＥＬＩＣＥ102号
債務者　山田貴実男
1　決定年月日時　平成25年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部